

# 定 款

2021年6月29日改正

A N A ホールディングス株式会社

## 沿

## 革

|     |               |                            |
|-----|---------------|----------------------------|
| 作 成 | 1920年 2 月 9 日 |                            |
| 改 正 | 1921年 6 月20日  | 一部改正（本店所在地変更）              |
|     | 1924年 3 月 3 日 | 一部改正（本店所在地変更）              |
|     | 1929年 4 月15日  | 一部改正（本店所在地変更）              |
|     | 1946年10月 5 日  | 一部改正（本店所在地及び商号変更）          |
|     | 1947年 5 月 7 日 | 一部改正（目的変更）                 |
|     | 1947年 5 月28日  | 一部改正（商号変更）                 |
|     | 1974年 1 月31日  | 一部改正（本店所在地変更）              |
|     | 1974年 7 月17日  | 一部改正（商号及び目的等変更）            |
|     | 1975年 2 月20日  | 一部改正（目的等変更）                |
|     | 1975年 4 月 1 日 | 一部改正（本店所在地等変更）             |
|     | 1975年 5 月30日  | 一部改正（授權資本数等変更）             |
|     | 1976年12月17日   | 一部改正（取締役定員変更）              |
|     | 1982年 6 月29日  | 一部改正（目的等変更）                |
|     | 1985年 6 月28日  | 一部改正（取締役定員変更及び附則削除）        |
|     | 1988年 6 月29日  | 一部改正（外国人等の株主名簿への記載の制限追加）   |
|     | 1990年 6 月28日  | 一部改正（目的変更）                 |
|     | 1991年 6 月27日  | 一部改正（取締役定員等変更）             |
|     | 1994年 6 月29日  | 一部改正（監査役に関する章の新設）          |
|     | 1998年 6 月26日  | 一部改正（株式の消却の条項追加等）          |
|     | 1999年 6 月29日  | 一部改正（本店所在地変更及び株主総会招集の条項追加） |
|     | 2000年 6 月29日  | 一部改正（株式の消却の条項変更）           |
|     | 2002年 6 月27日  | 一部改正（額面株式の廃止等）             |
|     | 2003年 6 月26日  | 一部改正（単元未満株式の買増制度等）         |
|     | 2004年 6 月25日  | 一部改正（取締役会決議による自己株式の取得等）    |
|     | 2005年 6 月28日  | 一部改正（電子公告制度導入等）            |
|     | 2006年 6 月28日  | 一部改正（会社法施行に伴う変更等）          |
|     | 2009年 6 月22日  | 一部改正（株券電子化に伴う変更等）          |
|     | 2010年 6 月21日  | 一部改正（発行可能株式総数の変更）          |
|     | 2013年 4 月 1 日 | 一部改正（商号及び目的の変更）            |
|     | 2015年 6 月29日  | 一部改正（取締役、監査役の責任免除）         |
|     | 2017年10月 1 日  | 一部改正（発行可能株式総数及び単元株式数の変更）   |
|     | 2021年 6 月29日  | 一部改正（発行可能株式総数の変更）          |

# ANAホールディングス株式会社定款

## 第1章 総 則

第1条（商号） 本会社はANAホールディングス株式会社と称する。

英文ではANA HOLDINGS INC.とする。

第2条（目的） 本会社は次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 定期航空運送事業
2. 不定期航空運送事業及び航空機使用事業
3. 航空機及びその附属品の売買、整備並びに賃貸業
4. 航空運送事業に関する旅客の搭乗受付、手荷物の搭載等の地上支援業務
5. 航空事業従事者の養成訓練事業
6. 自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
8. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
9. 煙草、郵便切手及び収入印紙の売さばき
10. 不動産の売買、賃貸及び管理業
11. 観光事業及び旅行業
12. ホテル、旅館、飲食店、スポーツ施設の経営
13. 倉庫業及び通関業
14. 能力開発のための教育事業
15. 印刷出版業、広告業及び催事の企画運営
16. 一般及び特定労働者派遣事業
17. 情報通信・情報処理・情報提供サービス業及びコンピューターソフトウェアの開発、賃貸、販売

18. 石油製品、飲食料品、酒類及び日用品雑貨の販売業

19. 金銭の貸付、債務の保証及び有価証券の売買

20. 前各号に附帯関連する事業

- ② 本会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

第3条（本店） 本会社は本店を東京都港区に置く。

第4条（会社の機関） 本会社は、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法） 本会社の公告方法は電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

第6条（会社の発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は10億2千万株とする。

第7条（自己株式の取得） 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

第8条（単元株式数） 本会社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式の買増し） 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

第10条（単元未満株式についての権利） 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に定める請求をする権利

第11条（外国人等の株主名簿への記録の制限） 本会社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が本会社の議決権の3分の1以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記録することを拒むものとする。

1. 日本の国籍を有しない人
2. 外国または外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
3. 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

第12条（株主名簿管理人） 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第13条（株式取扱規則） 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い手続、ならびに株主の権利の行使方法については、法令、もしくは本定款をもって定める場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

第14条（招集） 定時株主総会は毎年4月1日から3カ月以内に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

第15条（基準日） 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使できる株主とする。

第16条（議長） 株主総会の議長は取締役社長がこれに当り取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める他の取締役がこれに当る。

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条（決議方法） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使） 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合には代理権を証明する書面を総会毎に本会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

第20条（定員） 本会社の取締役は20名以内とする。

第21条（選任） 取締役は株主総会で選任する。

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第22条（任期） 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 前項に係らず、取締役及び監査役全員の同意のある場合は招集通知を発することを省略することができる。

第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会で定める取締役会規程による。

第26条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を若干名選定する。

- ② 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第27条（執行役員） 本会社は取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

第28条（名誉会長、相談役、及び顧問） 本会社は取締役会の決議により名誉会長、相談役、及び顧問を置くことができる。

第29条（取締役の責任免除） 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

第30条（定員） 本会社の監査役は5名以内とする。

第31条（選任） 監査役は株主総会で選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第33条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は会日より3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 前項に係らず、監査役全員の同意のある場合は招集通知を発することを省略することができる。

第34条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。

第35条（監査役の責任免除） 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第6章 会 計 監 査 人

第36条（選任） 会計監査人は株主総会で選任する。

会計監査人の選任決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第37条（任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

第38条（事業年度） 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第39条（剰余金の配当） 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

第40条（配当金の除斥期間等） 配当財産が金銭である場合は、配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは本会社はその支払義務を免れる。

- ② 株主は配当金の利息を請求することはできない。